

## 博物館登録について

令和6年12月20日

令和5年4月1日博物館法の一部改正が施行され、それまで登録博物館であった館も、改めて登録申請等の手続が必要になりました。

本県では、法改正後に4館の登録が済んでいるが、このたび新たに2館から登録申請があり、申請書を審査し（実地調査を含む）、日本博物館協会作成の「有識者参考リスト」に掲載されている者から意見をお聞きしたところ、2館とも博物館登録して問題ありません。

## 1 県内の状況

## (1) 改正法施行前

登録博物館	相当施設	類似施設
7館 ○鳥取県立博物館 ○鳥取市歴史博物館（やまびこ館） ○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館 ○米子市美術館	0館	4館 ○植田正治写真美術館 ○日南町美術館 ○米子市立山陰歴史館 ○鳥取市佐治アストロパーク 等

## (2) 令和6年12月現在

登録博物館	相当施設	類似施設				
8館 <table border="1"> <tr> <td>登録済</td> <td>○鳥取県立博物館（R5.9.19登録済） ○米子市立山陰歴史館（R5.9.19登録済） ○鳥取市佐治アストロパーク（R6.7.10登録済） ○鳥取市歴史博物館（やまびこ館）（R5.7.31登録済）</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館 ○米子市美術館</td> </tr> </table>	登録済	○鳥取県立博物館（R5.9.19登録済） ○米子市立山陰歴史館（R5.9.19登録済） ○鳥取市佐治アストロパーク（R6.7.10登録済） ○鳥取市歴史博物館（やまびこ館）（R5.7.31登録済）	経過措置	○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館 ○米子市美術館	0館	4館 ○植田正治写真美術館 ○日南町美術館 等
登録済	○鳥取県立博物館（R5.9.19登録済） ○米子市立山陰歴史館（R5.9.19登録済） ○鳥取市佐治アストロパーク（R6.7.10登録済） ○鳥取市歴史博物館（やまびこ館）（R5.7.31登録済）					
経過措置	○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館 ○米子市美術館					

## 2 今回の申請

番号	館名	概要
1	渡辺美術館	設置者：公益財団法人 渡辺美術館 代表理事：渡辺憲 設置年：昭和53年 所在地：鳥取市覚寺55番地 施設：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・ルーフィング葺地上3階、 延床面積4,518㎡。
2	倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館	設置者：倉吉市 館長：根鈴輝雄 設置年：昭和49年 所在地：倉吉市仲ノ町3445-8 施設：鉄筋コンクリートRC造地下1階、地上2階、一部3階 延床面積4,431㎡。

## 3 今後登録予定（調整中）

日南町美術館